社労士 ふ く し ま 月間情報 No.183

2012.10 月号

福島県社会保険労務士会
発行担当者　副会長　菅野　隆
http://fukushima-sr.jp
E-mail　fukusha@green.ocn.ne.jp

〒960-8252
福島市御山字三本松 19-3
TEL０２４－５３５－４４３０
FAX０２４－５３４－５４３２

目　次

P1　県会情報　・研修会の予定　・年金・労働総合相談所　・会費
P2　連合会情報　・電子申請　・労使関係セミナー　・アンケート調査協力のお願い
・連合会 HP 会員専用ページ
P3　地協　・東北南部３県労務管理研修会
・３号業務研修会
P4　関係機関だより　・福島労働局　・厚生労働省
・福島商工会議所
・協会けんぽ　・社会保険ふくしま
～5　事務局だより

県　会　情　報

1. 研修会の予定

11月7日(水) 8日(木) コラッセ ふくしま	労働条件 審査診断に ついての 研修会	7 日（水） 10：00～ 17：00	①労働条件審査・診断の概要 ②支援ツールの基本操作について ③労働条件審査・診断の実務（進め方）について ④労働条件審査・診断の実習
		8 日（木） 10：00～ 17：00	⑤労働条件審査・診断の実習（質問事項のまとめ） ⑥判定決定、報告書作成について ⑦最終判定、報告書作成実習 ⑧報告実習（グループごとの発表）・講評

※参加を希望される方は、別途郵送いたしました「参加申込書」にて、**10 月 25 日（木）**までに県会事務局までお申し込みください。

2. 年金・労働総合相談所について

≪これまでの相談件数≫

実施	労働		年金	
	申込件数	相談件数	申込件数	相談件数
24 年度(8 月)	5 件	5 件	4 件	4 件
9/26(水)	1 件	1 件	0 件	0 件
今年度実績	6 件	6 件	4 件	4 件
総計	H15.6～24.9　128 件		19.7～24.9　80 件	

次回相談員【10 月 24 日】
・宍戸宏行
・田部良夫

3.　会費について

下期分の会費については、10 月 31 日まで納入くださいますようお願いいたします。口座引落の方は 10 月 15 日（月）に引落させていただきました。退会（登録抹消）する方は、**事前に**所定の手続きを済ませていただくこととなりますので、様式等については、事務局へお問い合わせください。なお、遡及しての退会（登録抹消）は受付できかねます。手続きする当月の会費は納入いただくこととなりますので、必ず事前にご連絡ください。

連合会情報

1．社会保険関係の電子申請における添付書類の取扱いについて（P6）

平成 24 年 10 月 1 日から健康保険被扶養者（異動）届の添付書類における「課税（非課税）証明書」や健康保険・厚生年金保険新規適用届の「法人（商業）登記簿謄本」等について、画像ファイルの添付による提出が可能となることが通知されました。

詳しい変更内容については、連合会 HP 会員専用ページ「通達情報」及び月間社労士 10 月号にも掲載されていますので、そちらもご確認ください。

2．平成 24 年度「労使関係セミナー」について

中央労働委員会では、労働委員会制度とその機能について労使関係者の認識を深めることを目的としてセミナーを開催いたします。

基調講演では、労働委員会が歴史的に果たしてきた役割、現状と問題点、今後への期待と展望について、専門的な視点を交えてお話しいただき、続いて、労働委員会で実際に扱った集団的労使紛争、個別労働紛争の事例紹介やその法的解説を行います。詳細につきましては厚生労働省HPhttp://www.mhlw.go.jp/churoi/roushi/をご覧ください。

※本セミナーは、全国社会保険労務士会連合会、 都道府県社会保険労務士会が開催するセミナーではございません。 お申込み・お問い合わせは、中央労働委員会に直接行っていただきますようお願いいたします。

3．社会保険労務士制度に関するアンケート調査の実施について

この調査は、厚生労働省から連合会に対して、平成 17 年の社労士法改正により創設された特定社会保険労務士の紛争解決手続代理業務の状況等について、アンケート調査を実施したいので協力してほしい旨の依頼があり、厚生労働省と連合会とで協議を行い、以下の内容・方法で実施されるものです。

連合会としては、本調査の内容に第８次法改正における検討項目が含まれていることから、その結果は、第８次法改正を実現するための大変重要な資料となると考えています。本調査に会員の皆さまのご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

（１）調査の内容

・相談業務について（取り組みの状況等）
・特定社会保険労務士の業務について（取り組みの状況等）
・社会保険労務士法人制度等の改善について
・社会保険労務士試験制度について
・社会保険労務士証票の更新制度の創設について

（２）調査の実施方法

・調査の対象：開業社会保険労務士および社会保険労務士法人の社員
・調査票および回答用紙：月間社労士１０月号に同封
・回答期限：平成２４年１１月５日（必着）
・回答方法：月間社労士１０月号に同封の返信用封筒で郵送により回答

（参考）

平成 17 年の改正社労士法の附則において、政府は、紛争解決代理業務に関連する条文の施行後５年を経過したとき（今年３月末）に、同法の施行の状況等を勘案し、紛争解決手続代理業務に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは所要の措置を講じることが規定されています。

４．連合会 HP 会員専用ページ情報

以下について、連合会ＨＰ会員専用ページに掲載されておりますので、ご確認ください。

http://www.shakaihokenroumushi.jp/social/explanation.html

＜通達情報＞

✧ 煙突内部に使用される石綿含有断熱材における除去等について
✧ 健康保険の事務の一部を行わせる地域の指定の取消について

＜トレンドボックス＞

✧ 資格取得時の本人確認の強化
✧ 資格取得届受付時の本人確認強化のための事務処理手順の見直し（その 1～3）
✧ **社会保障・税一体改革における年金関連法の主な内容と施行日について（P7）**

地協

11月16日(金) KKRホテル仙台	東北南部3県労務管理研修会	14：00～ 16：30	「社労士は労働法をこう使え」 講師　弁護士　向井 蘭　氏
11月30日(金) 12月1日(土) 福島 ビューホテル	3号業務研修会	30日(金) 13：00～ 17：30	「個別労働紛争解決のための実践能力(スキル)の向上を目指して」 講師　青山学院大学法学部教授 弁護士　藤川 久昭氏
		1日(土) 9：00～ 15：00	「地域経済の活性化と中小企業の役割」 講師　一橋大学名誉教授、 明星大学経済学部教授　関 満博　氏
			「経営労務監査・労働条件審査の理論と実務」 ～経営労務監査について～ 講師　東京都社労士会　大野 実　氏 ～労働条件審査について～ 講師　福島県会経営労務監査推進特別委員会 草野 有道　氏、佐藤 勝之　氏

※東北南部三県労務管理研修会に参加希望される方は、参加申込書により**11月2日（金）**までに**宮城県会**にお申込ください。

※3号業務研修会に参加希望される方は、参加申込書により**11月15日（木）**までに**福島県会**にお申込ください。

関係機関だより

1. 改正労働契約法等説明会のご案内（P8）・・・・福島労働局

福島労働局では、平成24年8月10日に公布された労働契約法の改正について、説明会を開催させていただきます。別紙ご案内をご覧いただきまして、参加を希望される方は、「参加申込書」により福島労働局労働基準部までお申込ください。なお、説明会のご案内及び参加申込書は、福島労働局ホームページのイベント情報からダウンロードしてご利用いただけます。

労働局HP http://fukushima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/

2. 平成24年10月１日より労働者派遣法改正法が施行されます・・・・厚生労働省

労働者派遣法の正式名は「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」から「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改正され、法律の目的にも、派遣労働者の保護のための法律であることが明記されました。詳細については厚生労働省HPをご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/kaisei/

3. 平成24年度優良企業表彰制度・・・・福島商工会議所

福島商工会議所では市内企業の経営意欲を高め地域経済の活性化を図ることを目的として、経営革新を遂げた企業や積極的に社会貢献を行っている企業を顕彰する「優良企業表彰制度」を平成17年に創設しました。本表彰制度では、社会貢献部門と経営革新部門を設け、該当企業を選出し表彰いたします。募集案内等は、福島商工会議所HPをご覧ください。http://www.fukushima-cci.or.jp/

4. 最新情報・健保クイズを配信・・・・協会けんぽ

協会けんぽ福島支部では、毎月５日前後にメールマガジンを配信しております。
配信登録は無料です。下記ホームページアドレスからご登録ください。
検索サイトより「協会けんぽ福島　配信登録」の検索でも接続いただけます。

http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,47622,78,639.html

5. 社会保険ふくしま（財団法人福島県社会保険協会発行）については、ホームページをご覧ください。福島県社会保険協会HP　http://www.f-shimakyoukai.or.jp

事務局だより

※住民基本台帳法の一部改正に伴う職務上請求書の様式の改訂について

「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」の様式が変更され、従前の様式は使用できなくなります。対象者の方には、別紙にてご案内させていただきましたので、10 月 31 日（水）までに新様式と交換いただきますようお願いいたします。

※ 県会HP　（http://fukushima-sr.jp）への月間アクセス数情報

9 月 1 日～30 日総アクセス数　953(内訳:新規 497 リピーター 456）

会務報告及び予定

9月　13日　日本年金機構東北ブロック及び年金事務所との連絡会議（東北福島年金事務所）

14日　北海道･東北地域協議会主催東北北部３県労務管理研修会（ホテルメトロポリタン盛岡）

15日　年金相談実務者研修（年金相談センター）

26日　第113回年金・労働総合相談所（事務局）
29日　年金センター相談実習者オリエンテーション（事務局）
30日　第８回特別研修ＤＶＤ研修（コラッセふくしま）
30日　日本司法支援センター福島地方事務所二本松出張所（法テラス二本松）開所式
10月　2日　第8回経営労務監査推進特別委員会（事務局）
4日　正副会長会議（事務局）
5日　最低賃金総合相談支援センター推進委員会・専門会議（事務局）
6、8、13、14日　第８回特別研修ＤＶＤ研修（コラッセふくしま）
10日　第１回綱紀委員会（事務局）
12日　第１回成年後見制度特別委員会（事務局）
18日　街角の年金相談センター福島運営部委員会、第２回常任理事会、第２回理事会、第２回幹事会（事務局）
19日　第1回中小企業相談支援事業推進会議（事務局）
23、27、28日　第８回特別研修グループ研修（福島テルサ）
24日　第114回年金・労働総合相談所（事務局）
25日　街角の年金相談センター運営部長会議（東京會館）
26日　北海道・東北地域協議会会長会
26日　東京会山手統括支部研修会
11月　7、8日　労働条件審査・診断研修会（コラッセふくしま）
9、10、17日　第８回特別研修ゼミナール
12日　富山県政連との意見交換及び視察
16日　北海道・東北地域協議会主催東北南部３県労務管理研修会（ＫＫＲホテル仙台）

会員異動報告

	支部	名簿ﾍﾞｰｼﾞ	氏　　名	事務所・勤務先の名称・所在地・電話番号等
【入会】	福島	10/1 付 入会 開業	ｸﾆｼﾏ ﾏｻｼ 國嶋雅志	國嶋社会保険労務士事務所 福島市渡利字天神 102　ﾒｿﾞﾝ天神橋 102 TEL024-529-5241 FAX024-529-5286
		11/1 付 入会 開業	ｻｶﾏｷﾄﾓﾖｼ 坂巻量仁	坂巻社会保険労務士事務所 伊達市六角 13-2 TEL / FAX 024-583-4434
【変更】	福島	P21	飯岡克則	その他→開業 飯岡社会保険労務士事務所 福島市吉倉字谷地 70-2 TEL / FAX 024-546-4561
		P21	島貫千佳	勤務→開業 協同組合福島中小企業労務協会 福島市八木田字並柳 132-3 TEL 024-539-8666 FAX 024-539-6665
		福島 ↓ 郡山	後藤烈史	事務所所在地、電話・FAX 番号 郡山市中町 12-2 TEL 024-983-4778 FAX 024-983-4779

健康保険・厚生年金保険適用関係届書（主なもの）に係る添付書類

届書名	添付書類		提出方法等 A	B	C	D	E
健康保険・厚生年金保険 新規適用届	法人事業所	・法人（商業）登記簿謄本	○	→	◎		
	個人事業所	・事業主世帯全員の住民票の写し	○	→	◎		
		・任意適用の場合：公租公課の領収証のコピー（原則1年分）		○	→	●	
健康保険・厚生年金保険適用事業所所在地・名称変更（訂正）届 （管轄内）（管轄外）	法人事業所	・法人（商業）登記簿謄本のコピー		○	→	●	
	個人事業所	・住所変更の場合：事業主の住民票の写しのコピー		○	→	●	
		・名称変更の場合：公共料金の領収書のコピー					○
健康保険・厚生年金保険 適用事業所全喪届	―	①解散登記の記載のある法人（商業）登記簿謄本のコピー　あるいは ②雇用保険適用事業所廃止届（事業主控）のコピー ①②が不可の場合、給与支払事務所等の廃止届のコピー　等		○	→	●	
健康保険・厚生年金保険被保険者 資格取得届	60日以上遡及	・賃金台帳及び出勤簿のコピー		○	→	●	
		・役員の場合：株主総会の議事録のコピー　等		○	→	●	
	特老厚受給者継続 再雇用	①就業規則等（退職したことが分かる書類）のコピー					○
		②雇用契約書（再雇用されたことが分かる書類）のコピー					○
		③事業主の証明　①＋②又は③					○
		・役員の場合：役員規程、取締役会の議事録のコピー　等					○
健康保険・厚生年金保険被保険者 資格喪失届	―	・被保険者証、高齢受給者証、特定疾病療養受給者証　等	○				
		・回収不能・滅失届（届書付記で省略可）					○
	60日以上遡及	・賃金台帳及び出勤簿のコピー		○	→	●	
		・役員の場合：株主総会の議事録のコピー　等		○	→	●	
健康保険・厚生年金保険被保険者 報酬月額変更届	60日以上遡及 ・5等級以上降級	・賃金台帳及び出勤簿のコピー		○	→	●	
		・役員の場合：株主総会の議事録及び所得税源泉徴収簿のコピー　等		○	→	●	
健康保険・厚生年金保険被保険者 報酬月額算定基礎届	―	・算定基礎届総括表				○	
		・算定基礎届総括表附表				○	
健康保険・厚生年金保険被保険者 賞与支払届	―	・賞与支払届総括表				○	
健康保険被扶養者（異動）届	収入に関するもの	・退職した者・・・退職証明書又は雇用保険被保険者離職者票のコピー					○
		・雇用保険失業給付受給者等・・・雇用保険受給資格者証のコピー					○
		・年金受給者・・・年金額改定通知書等のコピー					○
		・自営業者等・・・直近の確定申告書のコピー		○	→	●	
		・上記以外に収入がある者（上記以外の者）・・・課税(非課税）証明書　等	○	→	◎		
		・非課税対象の収入がある者・・・受取金額のわかる通知書等のコピー		○	→	●	
	同居条件	・世帯全員の住民票の写し・民生委員等の同居証明　等			○		
	内縁関係	・内縁関係にある両人の戸籍謄本・世帯全員の住民票の写し　等	○	→	◎		

A：原本添付（別送）　B：コピー添付（別送）　C：画像ファイル添付（原本は社労士保管）　D：画像ファイル添付　E：省略（届書にその旨明示）

◎：原本添付（別送）から画像ファイルによる添付へ変更されたもの

●：別送から画像ファイルによる添付へ変更されたもの

社会保障・税一体改革における年金関連法の主な内容と施行日について

平成24年8月10日に成立した法律

1．公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号）

改正法の主な内容	施行日
① 年金の受給資格期間を現在の25年から10年に短縮する。	平成27年10月1日
② 基礎年金国庫負担2分の1を恒久化する年度を平成26年度と定める。	平成26年 4月1日
③ 短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大を行う。	平成28年10月1日
④ 厚生年金、健康保険等について、産休期間中の保険料免除を行う。	公布日から2年を超えない範囲内で政令で定める日
⑤ 遺族基礎年金の父子家庭への支給を行う。	平成26年 4月1日

2．被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）

改正法の主な内容	施行日
① 厚生年金に公務員及び私学教職員も加入し、2階部分は厚生年金に統一する。	平成27年10月1日
② 共済年金・厚生年金の保険料率（上限18.3%）を統一し、制度の差異を解消する。	
③ 共済年金にある公的年金としての3階部分（職域部分）は廃止する。	
④ 追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について27%引き下げる。	公布日から1年を超えない範囲内で政令で定める日

国会に提出中の法律案

1．国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（平成24年２月10日提出）

※7月31日閣議決定による修正後

法律案の主な内容	施行日
① 平成24年度・25年度の基礎年金国庫負担割合を、消費税増税により得られる収入を償還財源とする年金特例公債（つなぎ国債）により2分の1とする。	公布日又は特例公債法の「年金特例公債の発行規定」の施行日のいずれか遅い日
② 年金額の特例水準（2.5%）について、平成24年度から26年度までの3年間で解消する。	平成24年10月1日

2．年金生活者支援給付金の支給に関する法律案（平成24年７月31日提出）

法律案の主な内容	施行日
年金受給者のうち、低所得高齢者・障害者等に福祉的な給付を行う。	平成27年10月1日

改正労働契約法等説明会のご案内

福島労働局

平成２４年８月１０日に公布された改正「労働契約法」について、事業主の皆様などにご理解いただくため、下記のとおり県内５会場にて説明会を開催いたしますので、ぜひご参加くださいますようご案内申し上げます。

１　開催日時・場所

開催日時	会場名	場所	住所
11月20日(火) 13時30分～	郡山会場	ビッグパレットふくしま (1階コンベンションホールB)	郡山市南二丁目52番地
11月21日(水) 13時30分～	福島会場	パルセいいざか (2階ホワイエ)	福島市飯坂町字筑前27－1
11月22日(木) 13時30分～	いわき会場	いわき新舞子ハイツ (1階大会議室)	いわき市平下高久字南谷地16－4
11月27日(火) 13時30分～	会津会場	アピオスペース (1階展示ホール)	会津若松市インター西90
11月28日(水) 13時30分～	相馬会場	相馬市総合福祉センター はまなす館(2階第3会議室)	相馬市小泉字高池357

説明会の所要時間は約２時間です（13時30分～15時30分）。

２　説明内容

・改正「労働契約法」について（説明者：福島労働局総務部企画室）

・有期で働く女性の雇用管理上の留意点（説明者：福島労働局雇用均等室）

３　費用　無料

４　定員　各会場150名程度（相馬会場「はまなす館」は９９名まで）

５　申込方法

以下の参加申込書に必要事項を記載の上、ＦＡＸ又は郵送にて、平成24年11月９日（金）までにお申し込み下さい。

＊定員が集まり次第申し込み締め切りとさせていただきますので予めご了承願います。

６　問い合わせ先

福島労働局労働基準部監督課

〒９６０－８０２１　福島市霞町１－４６　福島合同庁舎

電話：０２４－５３６－４６０２

（切り取らずにそのままＦＡＸ又は郵送して下さい）

改正労働契約法等説明会参加申込書

福島労働局労働基準部　監督課　あて　（ＦＡＸ　０２４－５３５－５７５５）

申込会場	会場
事業場名 所在地	（ＴＥＬ　　）
参加者	（職名）　　（氏名）

＊いただいた個人情報は、参加者への連絡だけに使用いたします。